

京都市告示第253号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成27年7月10日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
大浦 真	大浦鍼灸接骨院	中京区聚楽廻西町181-5 サンマンション丸太町405号	平成27年7月 1日
上原 大知	なごみ整骨院	下京区西七条南衣田町66	平成27年5月 23日
吉舎 定良	山内治療院	南区東九条中御霊町72	平成27年6月 8日
緒方 徹之	こころ京都中央鍼灸 治療院	右京区太秦森ヶ前町18 ヴィ ラ太秦207号	平成27年6月 17日
宮崎 謙	ゆず接骨院	西京区御陵塚ノ越町16-13	平成27年6月 8日
木下 敦仁	もも治療院	伏見区桃山筑前台町34-10 2F	平成27年6月 15日
田之上 奈津 子	もも治療院	伏見区桃山筑前台町34-10 2F	平成27年6月 15日
浦巽 康平	もも治療院	伏見区桃山筑前台町34-10 2F	平成27年6月 15日
青木 葉子	治療院じゅいん	伏見区深草飯食町840 セン トラルプラザ503号	平成27年6月 22日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)